

日本再生歯科医学会指導医制度規則

第1章 総則

第1条

本制度は、再生歯科医学の専門知識及び臨床技能によって正しく指導できる歯科医師を育成・輩出することにより、医療水準の向上と普及を図り、もって国民の保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条

前条の目的を達成するために日本再生歯科医学会(以下「学会」という)は、再生歯科医学指導医(以下「指導医」という)の制度を設け、指導医制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 指導医は、再生歯科医学領域において、教育・研究ならびに臨床で指導医以外の歯科医師、医師、薬剤師、獣医師等への適切な指導を行う。

第2章 指導医の条件

第4条 指導医は、次の各号を全てみたさなければならない。

- (1) 学会学術大会に出席すること。
- (2) 再生歯科医学に関連する研究活動に参加、ならびに発表を行うこと。
- (3) 再生歯科医学に関連する教育・研究および臨床の指導活動を行うこと。なお、上記各号の細目については別に定める。

第3章 指導医申請者の資格

第5条 指導医の資格を申請できるものは、次の各号の全てを満たすことを必要とする。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること。
- (2) 指導医申請時において、5年以上引きつづき学会の会員歴を有すること。
- (3) 第4条の指導医の各号に掲げる条件を満たすこと。

第4章 指導医の申請

第6条 指導医の資格を取得しようとする者は、学会に申請し、資格審査を受け認証されなければならない。

第7条 指導医申請者は、別に定める申請書類を認定手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第5章 指導医審議委員会

第8条 指導医としての適否を審査するために、指導医審議委員会を設置する。

第9条 指導審議委員会は10名以内の委員で構成する。

2. 委員長は学会長とし、副委員長ならびに委員は委員長の指名とする。
3. 委員の任期は3年、連続2期までとし再任可とする。

第10条 指導審議委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2. 資格の適否は、委員長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。その結果は理事会に報告する。
3. 指導審議委員会は、必要に応じて開催する。

第6章 指導医登録

第11条 指導審議委員会の審査に合格したものは、所定の登録料を納入しなければならない。

第12条 学会は前項に基づき指導医登録を行い、合格者に指導医認定証を交付するとともに、再生歯科医学会雑誌及び本学会総会等において報告する。

第7章 資格の更新

第13条 指導医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第14条 指導医の資格の更新に当たっては、5年にわたる認定期間の中に別に定める条項を満たさなければならない。

第15条 資格更新申請者は、別に定める更新申請書類を更新手数料とともに学会事務局に提出しなければならない。

第8章 資格の消失

第16条 指導医は、次の各号の条件を欠いたとき、指導医審議委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき。
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 指導医資格の更新手続きを行わなかったとき。
- (5) 指導医審議委員会が指導医として不相当と認めたとき。

第17条 指導医の資格を喪失した場合であっても、喪失の理由が消滅したときは、再び指導医の資格を申請することができる。

第9章 補足

第18条 指導医審議委員会の決定内容に異議のある者は、会長に申し立てることができる。

第19条 この規則の改訂については、理事会、評議員会の議を経て総会の承認を必要とする。

第20条 指導医制度運営に関しては、別に指導医制度運営委員会を設ける。

附則 この規則は、2009年9月末日から施行する。

日本再生歯科医学会指導医制度施行細則

(2009年9月11日) (2017年2月25日一部改正)

第1条 日本再生歯科医学指導医制度規則(以下「規則」という)に定めた条項以外については、この細則に基づき運営する。

第2条 規則第4条の規定に基づく指導医の基本的条件としては、次の各号の要求がすべて満たされなければならない。

- (1) 日本再生歯科医学会(以下「学会」という)が催す学術大会・臨床セミナー・シンポジウムへの出席 5年間で4回以上
- (2) 学会(本学会の認める学会を含む)発表4回以上
ただし、本学会主催の学会での発表を2回以上含む
- (3) 学会誌(本学会の認める学会誌を含む)投稿4編以上
ただし、本学会の機関誌での投稿を2編以上含む
- (4) 本学会認定医または理事会で承認された歯科医師
- (5) 指導医審議委員会が行う指導医試験(口頭試問)の合格者

第3条 指導医の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に指導医審査料を添えて学会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 歯科医師免許証の写し
- (4) 学会会員歴証明証(様式3)
- (5) 学会・セミナー・シンポジウム等出席証明書(様式4)
- (6) 学会発表及び学会誌投稿を証明する書類(様式5)

第4条 指導医認定の審査に関する手数料は次の各号に定める。

- (1) 認定手数料 1万円
- (2) 登録料 3万円
- (3) 更新手数料 1万円

第5条 前条に定める既納の認定手数料、登録料、更新手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第6条 指導医の資格の更新に当たっては、5年間に次の各号における要求をすべて満たさなければならない。

- (1) 学会が主催する学術大会およびセミナー等への出席、4回以上
- (2) 学会発表または学会誌投稿4回以上
ただし、本学会主催の学会での発表または機関誌への投稿を2回以上含む。筆頭、共著は問わない。

第7条 指導医の資格を更新しようとする者は、指導医更新申請書(様式8)に更新手数料

を添えて学会に提出しなければならない。指導医更新の申請は、指導医失効期日の1年前から6ヶ月前までに行わなければならない。

第8条 本学会が認める学会、学会誌とは再生歯科医学に関するものであり、指導医審査委員会の認めるものをいう。

第9条 この細則の改正については、指導医審議委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第10条 更新時において満63歳以上で、必要な要件を満たしている場合は、指導医更新申請書（様式8）を提出し、終身指導医となることができる。但し、満63歳以上でも指導医申請が初回の場合は、通常の資格申請手続きが必要である。

附則 この細則は、2009年9月11日から施行する。